

美濃市有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を有料で掲載し、又は掲出する媒体として市の資産を活用することにより、市の財源の確保を図るとともに、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告の掲載又は掲出が可能なものをいう。

ア 市のホームページ

イ 市の広報紙、印刷物

ウ その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告の掲載又は掲出をすることをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(6) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(7) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの

- (9) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (10) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載の対象として
適当でないものと認めるもの

2 前項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準が必要な場合は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、広告掲載の場所の形状、性質等を考慮して、
広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載に係る広告料（以下「広告掲載料」という。）は、
類似広告の市場価格等を勘案して、広告媒体ごとに市長が別に定め
る。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 市長は、市の広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、
広告掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）の募
集を公募により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める
ときは、公募によらない方法により募集を行うことができる。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、
当該広告媒体ごとに定める広告掲載申込書に掲載しようとする廣
告案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告の掲載優先順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、
公社、公団、公益法人又はこれらに類するものの広告
- (2) 法人その他団体（前号に掲げるものを除く。）又は事業を
営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するもの
の広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告掲載の決定方法)

第9条 市長は、第7条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があった場合は、次条に規定する美濃市広告掲載審査委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定する。

2 前条の規定による掲載優先順位が同じ広告媒体に希望者が複数あるときは、先着順、抽選その他の広告媒体に応じてその都度定める方法により、決定をするものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定した後、その結果を申込者に、当該広告媒体ごとに定める広告掲載決定通知書により通知するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第10条 広告の募集及び広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、美濃市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 総務部長

(2) 民生部長

(3) 産業振興部長

(4) 建設部長

(5) 教育委員会教育次長

(6) 会計管理者

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、総務部長を充てる。

2 委員長は、委員会の事務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第12条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議

長の決するところによる。

- 4 委員会において必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議結果等の報告)

- 第13条 委員長は、前条の規定により会議を行った場合は、速やかに会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

(広告掲載に係る経費負担及び提出)

- 第14条 広告原稿及び広告の作成、取付け及び掲載に要する経費は、原則として、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)の負担とし、広告原稿は、市長が指定した期日までに提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第15条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、市長が指定した期日までに市が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

(広告主の責任等)

- 第16条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 掲載の決定を受けた広告主は、その権利を他に譲渡することはできない。

(広告掲載の取消し)

- 第17条 市長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(4) その他、市長が特に必要と認めた場合

- 2 市は、前項の規定による広告掲載の取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の還付)

- 第18条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主がその

責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(原状回復に係る経費負担)

第19条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体を現状に回復しなければならない。この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主が負うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。